

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
-----	-----

規 則	
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課)	1

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第25号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第6条の2を削る。

第7条中「第6条第1項ただし書」を「前条第1項ただし書」に改める。

第39条の見出し中「交付等」を「計算書」に改め、同条第1項中「による。」を「によるものとする。」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

別記第48号様式を次のように改める。

別記第48号様式（第39条関係）

(表)

年度道民税（個人）徴収取扱費計算書

報告期限（6月、9月、12月、3月の各月の10日）（月～月分）（市町村名）

区 分	基礎となる数(額)	乗ずる額(率)	算 出 金 額
納 税 義 務 者 数 に 分			
前年度3月賦課決定分 ①	人	円	円
当 該 年 度	新規報告分 ②		
	前回までの報告分 ③		
	既報告分 今回取消分 ④		△

乗じて得た額	今回算定分 ⑤		
	過年度賦課決定取消分	本則分 ⑥	△
		特例分 ⑦	△
	小計(①+②+④+⑤+⑥+⑦) ⑧		
過誤納金相当額 ⑨		按分率 0.	
還付加算金相当額 ⑩		按分率 0.	
報奨金相当額 ⑪		按分率 0.	
配当割・株式等譲渡所得割に係る控除不足金額相当額 ⑫			
合計(⑧+⑨+⑩+⑪+⑫) ⑬			
前回以前の計算書の錯誤額等 ⑭			
徴収取扱費算定額(⑬+⑭) ⑮			
次回交付時期における調整額 ⑯			
上記のとおり計算し、送付します。 年 月 日			
北海道知事 様			市 町 長 村

(裏)

備考 1 「前年度3月賦課決定分①」の各欄は、6月報告時のみ記載し、このうち、「基礎となる数(額)」欄は前年度3月に賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）した納税義務者数を、「乗ずる額(率)」欄は条例第32

- 条第1項第1号の規定により個人の道民税の納税義務者数に乗ずる金額（以下「交付基準額」という。）をそれぞれ記載してください。
- 「新規報告分②」の各欄のうち、「基礎となる数（額）」欄は報告期限の日の属する年度において賦課決定した納税義務者数（既に報告済みのものを除く。）を、「乗ずる額（率）」欄は6月報告時は交付基準額を4で除して得た額を、9月報告時は交付基準額を2で除して得た額を、12月報告時は交付基準額に4分の3を乗じて得た額を、3月報告時は交付基準額をそれぞれ記載してください。
 - 「前回までの報告分③」の「基礎となる数（額）」欄は、報告期限の日の属する年度において賦課決定した納税義務者数で既に報告済みのものを記載してください。
 - 「今回取消分④」の各欄のうち、「基礎となる数（額）」欄は報告期限の日の属する年度において賦課決定し既に報告済みの納税義務者のうち課税を取り消した納税義務者数（既に報告済みのものを除く。）を、「乗ずる額（率）」欄は9月報告時は交付基準額を4で除して得た額を、12月報告時は交付基準額を2で除した額を、3月報告時は交付基準額に4分の3を乗じて得た額をそれぞれ記載してください。
 - 「今回算定分⑤」の各欄のうち、「基礎となる数（額）」欄は「前回までの報告分③」欄の数から「今回取消分④」欄の数を差し引いた数を、「乗ずる額（率）」欄は交付基準額を4で除して得た額をそれぞれ記載してください。
 - 「本則分⑥」の各欄は、報告期限の日の属する年度の前年度以前に賦課決定を行ったもののうち賦課決定時の交付基準額について特例が適用されない場合に記載し、このうち、「基礎となる数（額）」欄は報告月の前月以前において課税を取り消した納税義務者数（既に報告済みのものを除く。）を、「乗ずる額（率）」欄は交付基準額をそれぞれ記載してください。
 - 「特例分⑦」の各欄は、報告期限の日の属する年度の前年度以前に賦課決定を行ったもののうち賦課決定時の交付基準額について特例が適用される場合に当該特例を受ける交付基準額（以下「特例交付基準額」という。）ごとに記載し、このうち、「基礎となる数（額）」欄は報告月の前月以前において課税を取り消した納税義務者数（既に報告済みのものを除く。）を、「乗ずる額（率）」欄は賦課決定時の特例交付基準額をそれぞれ記載してください。
 - 「過誤納金相当額⑨」、「還付加算金相当額⑩」及び「報奨金相当額⑪」の「乗ずる額（率）」欄の按分率は、当該計算書を提出する時期における払込按分率を記載してください。
 - 「配当割・株式等譲渡所得割に係る控除不足金額相当額⑫」の「乗ずる額（率）」欄は、条例第27条の2の規定により配当割額又は株式等譲渡所得割額に乗ずる割合を記載してください。
 - 「前回以前の計算書の錯誤額等⑬」の「算出金額」欄は、前回以前の報告に係る計算書に錯誤額があった場合に記載することとし、算出金額の内訳及び錯誤が生じた事情を記載した書類を添付してください。
また、11のとおり前回の報告に係る計算書の「次回交付時期における調整額⑭」の「算出金額」欄に負数の記載がある場合は、当該負数の額を減額した額を記載してください。

- 徴収取扱費算定額（⑬+⑭）が負数となる場合は、当該負数となった額を次の交付時期に交付する徴収取扱費から減額するものとし、「徴収取扱費算定額⑮」の「算出金額」欄に「0」を、「次回交付時期における調整額⑯」の「算出金額」欄に当該負数となった額をそれぞれ記載してください。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。